

平成31年3月8日
航空局航空事業課

「羽田発着枠配分基準検討小委員会」(第2回)を開催します

2020年以降の羽田空港の発着枠の配分のあり方について、専門的・技術的見地から検討を行うべく3月12日に第2回小委員会を開催し、航空会社から当面の羽田空港の望ましい利用のあり方等についてヒアリングを実施します。

混雑空港である羽田空港の使用許可(航空法第107条の3)については、2020年1月に5年の期限が到来することとなっております。

このため、羽田空港を取り巻く状況の変化等を踏まえ、2020年夏期ダイヤ(2020年3月29日～)以降の羽田空港の発着枠の配分のあり方について、専門的・技術的見地からの検討を行うべく、交通政策審議会航空分科会「羽田発着枠配分基準検討小委員会」(第2回)を下記のとおり開催することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 日 時 : 平成31年3月12日(火)10:00~12:00
2. 場 所 : 国土交通省第3号館11階特別会議室(東京都千代田区霞が関2-1-3)
3. 議 題 : 航空会社からのヒアリング(当面の羽田空港の望ましい利用のあり方 等)
4. 委 員 : 別紙1参照
5. 取 材 等 : 本小委員会は公開としますが、傍聴席に限りがあることから、報道関係者に限り傍聴、カメラ撮り可能とさせていただきます。ただし、カメラ撮りは本小委員会の冒頭までとします。希望される報道関係者は、3月11日(月)17時までにFAX(別紙2参照)で登録願います。なお、傍聴は原則として各社1名とし、定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承下さい。
報道関係者は、当日9:45までに会場前にお集まり下さい。
配布資料及び議事概要については、後日、国土交通省ホームページにて公開予定です。

<お問い合わせ先>

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 末満
電話 03-5253-8111(内線 48502) FAX 03-5253-1656
03-5253-8706(直通)

<傍聴・カメラ撮り登録先>

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 岡田、原田
電話 03-5253-8111(内線 48515、48517) FAX 03-5253-1656